

伊丹市シティプロモーション推進事業協賛事業者の募集  
に関する要綱（平成28年8月制定）

（目的）

第1条 この要綱は、本市（以下「市」という。）のシティプロモーションを推進するために市が実施する事業（以下「推進事業」という。）に協賛する事業者（以下「協賛事業者」という。）を募ることにより、民間のアイデア、資金等を活用して推進事業の拡充を図ることを目的とする。

（協賛事業者の募集）

第2条 市長は、推進事業を企画実施するに当たり、協賛事業者を募集することができる。

（協賛事業者の要件）

第3条 この要綱の規定による協賛事業者の要件は、不動産関連事業者その他の事業者であって、推進事業の趣旨に賛同し、次条の規定による協賛の内容を実施することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、協賛事業者となることができない。

- (1) 伊丹市入札参加停止基準による入札参加停止の措置を受けている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがあった者
- (4) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であるもの
- (5) 国税又は市税を滞納している者

（協賛の内容）

第4条 協賛の内容は、次に掲げる推進事業に関し、金銭、物品等を

提供し、又は無償で事業の実施協力、企画提案等を行うこととする。

- (1) リーフレット、冊子、ポスターその他の広告物を企画・作成し、市内外で配布又は掲出する事業
  - (2) ラジオ、テレビジョン放送及びホームページ、ソーシャルメディア等のインターネットを利用して情報を発信する事業
  - (3) 市内外で行うイベントの企画実施
  - (4) その他市の住みやすさや魅力をPRすること等により市のシティプロモーション推進に資する事業
- (協賛の申出)

第5条 推進事業に協賛しようとする事業者は、伊丹市シティプロモーション推進事業協賛申出書（様式第1号）に会社概要（様式第2号）及び協賛事業者要件確認書（様式第3号）その他協賛の内容を明らかにするために必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、あらかじめ、協賛の内容について市長と協議を行うものとする。

(審査)

第6条 市長は、前項の規定による伊丹市シティプロモーション推進事業協賛申出書の提出があったときは、協賛の承諾の適否について、伊丹市シティプロモーション推進事業協賛事業者提案審査会設置要綱の規定により設置する伊丹市シティプロモーション推進事業協賛事業者提案審査会に諮るものとする。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による審査の結果を踏まえ、協賛の承諾又は不承諾を決定し、その旨を伊丹市シティプロモーション推進事業協賛承諾（不承諾）決定通知書（様式第4号）により、申出をした事業者に通知するものとする。

(協賛内容の変更)

第8条 前条の規定により協賛の承諾を受けた協賛事業者は、協賛の内容を変更しようとするときは、その内容について市長と協議をしなければならない。

(協賛事業者の表示)

第9条 市長は、推進事業の実施に当たり、広告物、市ホームページ等において、協賛事業者の名称等を周知するものとする。

(協賛事業者の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、協賛の承諾を取り消すことができる。

- (1) 協賛事業者が、第3条第2項に規定する要件に該当することとなったとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、協賛事業者として不適当と認められる事由が生じたとき。
- (3) 第8条の規定による協議の結果、協賛の内容の変更が不適当となつたと認めるとき。

(協賛の依頼)

第11条 市長は、第2条規定による募集のほか、推進事業の内容に応じ、特定の事業者に対し協賛を依頼することができる。この場合において、第3条第2項の規定を準用する。

付 則

この要綱は、平成28年8月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年12月3日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

伊丹市長 様

所在地

法人名（屋号）

代表者名

電話番号

### 伊丹市シティプロモーション推進事業協賛申出書

下記内容の事業について、伊丹市シティプロモーション推進事業協賛事業者の募集に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり協賛を申し出ます。

1 協賛対象事業	
	(必要に応じ詳細な提案書を添付すること)
2 協賛内容	
3 協賛期間	
4 担当者名及び連絡先	

(様式第2号)

会 社 概 要

法 人 名 ( 屋 号 )	
所 在 地	
代 表 者 名	
資 本 金 等	
設 立 年 月 日	
従 業 員 数	名
業 務 内 容	

会社概要のわかる資料があれば添付してください。

(様式第3号)

### 協賛事業者要件確認書

チェック欄の該当箇所にチェックを入れてください。チェック欄全てに当てはまらない場合は、原則、協賛申出を許可することができません。

No.	参加資格要件	チェック欄
1	伊丹市入札参加停止基準による入札参加停止の措置を受けている事業者ではありません。	<input type="checkbox"/>
2	地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する事業者ではありません。	<input type="checkbox"/>
3	会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった事業者ではありません。	<input type="checkbox"/>
4	伊丹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であるものではありません。	<input type="checkbox"/>
5	国税又は市税を滞納している事業者ではありません。	<input type="checkbox"/>

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。  
また、上記の記載内容に虚偽がある場合は、協賛承諾決定を取り消されても異議ありません。

令和 年 月 日

所在地

法人名

代表者

(様式第4号)

第 号  
年 月 日

様

伊丹市長 藤原 保幸

伊丹市シティプロモーション推進事業協賛

承諾（不承諾）決定通知書

年 月 日付で提出のあった伊丹市シティプロモーション推進事業協賛申出書の内容について、下記のとおり決定しましたので通知します。

承諾

1 協賛対象事業	
2 協賛内容	
3 協賛期間	
4 協賛条件	

不承諾

理由	
----	--